

原発本第41号
2023年5月31日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
申請者名 九州電力株式会社
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2023年1月20日付け、原発本第167号をもって変更認可申請しました、川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付1のとおり一部補正する。

以上

別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前	更	変	後	備考
<p>(目的) 第1条 この規定は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第13条の3の2第1項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 川内原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプライアンス管理制度基盤」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るために活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。 (1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体会に示す。 また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じ見直しを行ふ。 (2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。 (3) 原子力経営部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力設備部門（第4条に定める組織のうち原子力設備部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、貯材調達部門（第4条に定める組織のうち貯材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち原発所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守基準」に従って、</p>	<p>(目的) 第1条 この規定は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 川内原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプライアンス管理制度基盤」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るために活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。 (1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体会に示す。 また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じ見直しを行ふ。 (2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(6)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。 (3) 原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力設備部門（第4条に定める組織のうち原子力設備部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち原発所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守基準」に従って、</p>			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後
(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力設備部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力設備部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。	(4)から(6)の活動を実施する。 (4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力管理部長は、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。
(5) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力設備部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力上木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 イ 原子力上木建築部長は、原子力上木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。	(5) 原子力上木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力上木建築部長は、原子力上木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。
(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 資材調達部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。	(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 資材調達部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。
(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子燃料部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。	(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。
(8) 監査部門 (第4条に定める組織のうち原子力監査室及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、コンプライアンス活動を行なう。	(8) 監査部門 (第4条に定める組織のうち原子力監査室及びその所掌する組織をいいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、コンプライアンス活動を行なう。
(9) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、コンプライアンス活動を行なう。	(9) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、コンプライアンス活動を行なう。
(10) 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。	(10) 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。
(11) 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力経営部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力設備部門、廃止措置統括部門、原子力上木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。	(11) 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力経営部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力設備部門、廃止措置統括部門、原子力上木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第2章 品質保証
変更前

考

(品質マネジメントシステム計画)

第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【品質マネジメントシステム計画】

1 目的

品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設備（変更）許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うこととする。

2 適用範囲

本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。

3 定義

- 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。
- ・組織改正に伴う変更
- （1）医安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。
- （2）原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部及びその所掌する組織をいう。
- （3）安全・品質調査部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部員及びその所掌する組織をいう。
- （4）原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。
- （5）原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。
- （6）原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。
- （7）施工指揮監督部門：第4条に定める組織のうち施工指揮監督室長及びその所掌する組織をいう。
- （8）原子力土建部門：第4条に定める組織のうち原子力土建部長及びその所掌する組織をいう。
- （9）資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。
- （10）監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。
- （11）本店組織：第4条に定める組織のうち原子力審査部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいう。
- （12）発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。
- （13）原子力部門：原子力発電本部並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力土木建築部門、原子力技術部門、原子力運転部門及び原子燃料部門をいう。
- （14）原子力建設部門、原子力建設部門、原子力技術部門、施工指揮監督部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。
- （15）原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。

第2章 品質保証

変更後

（品質マネジメントシステム計画）
第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【品質マネジメントシステム計画】

1 目的

品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設備（変更）許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うこととする。

2 適用範囲

本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。

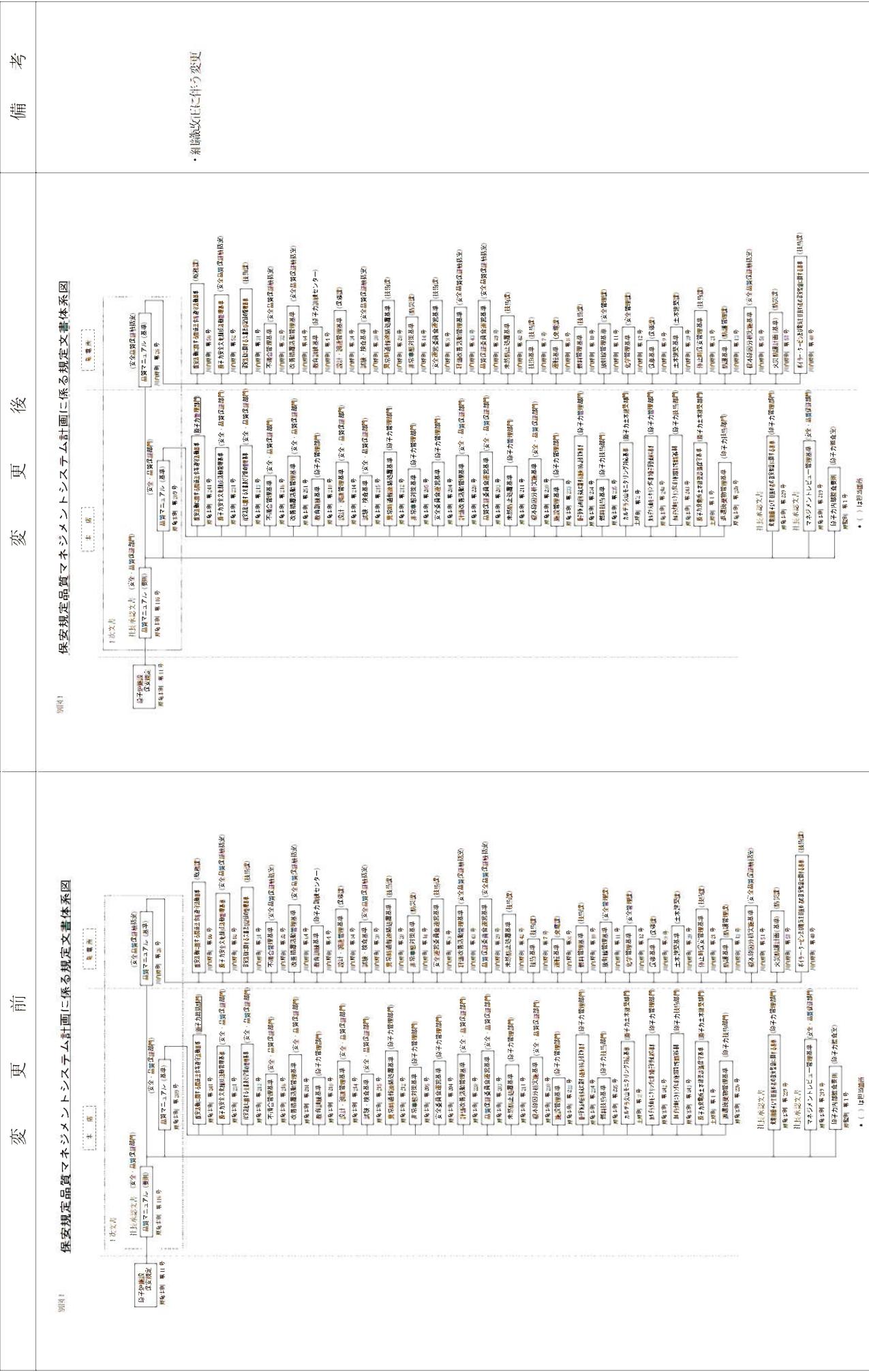
3 定義

- 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。
- （1）医安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。
- （2）原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部及びその所掌する組織をいう。
- （3）安全・品質調査部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部員及びその所掌する組織をいう。
- （4）原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。
- （5）原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。
- （6）原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。
- （7）施工指揮監督部門：第4条に定める組織のうち施工指揮監督室長及びその所掌する組織をいう。
- （8）原子力土建部門：第4条に定める組織のうち原子力土建部長及びその所掌する組織をいう。
- （9）資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。
- （10）監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。
- （11）本店組織：第4条に定める組織のうち原子力審査部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいう。
- （12）発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。
- （13）原子力部門：原子力発電本部並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力土木建築部門、原子力技術部門、原子力運転部門及び原子燃料部門をいう。
- （14）原子力建設部門、原子力建設部門、原子力技术部门、施工指揮監督部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。
- （15）原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。

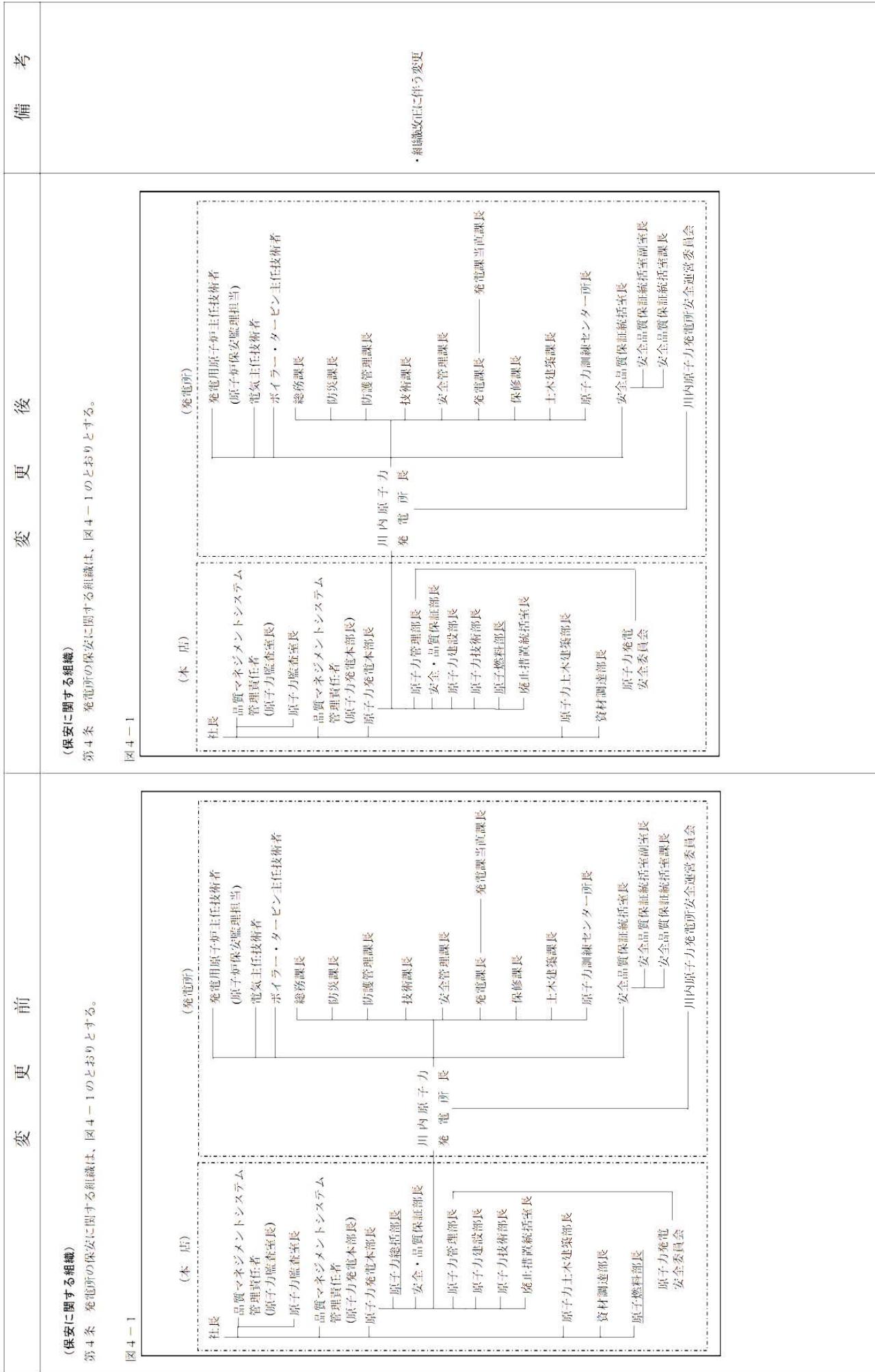
川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	後	更	前	変
<p>(16) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報データベース)が運営するデータベース(原子力施設情報データベース)のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起これば得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの適用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの適用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの適用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(15) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報データベース)のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起これば得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの適用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの適用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの適用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案



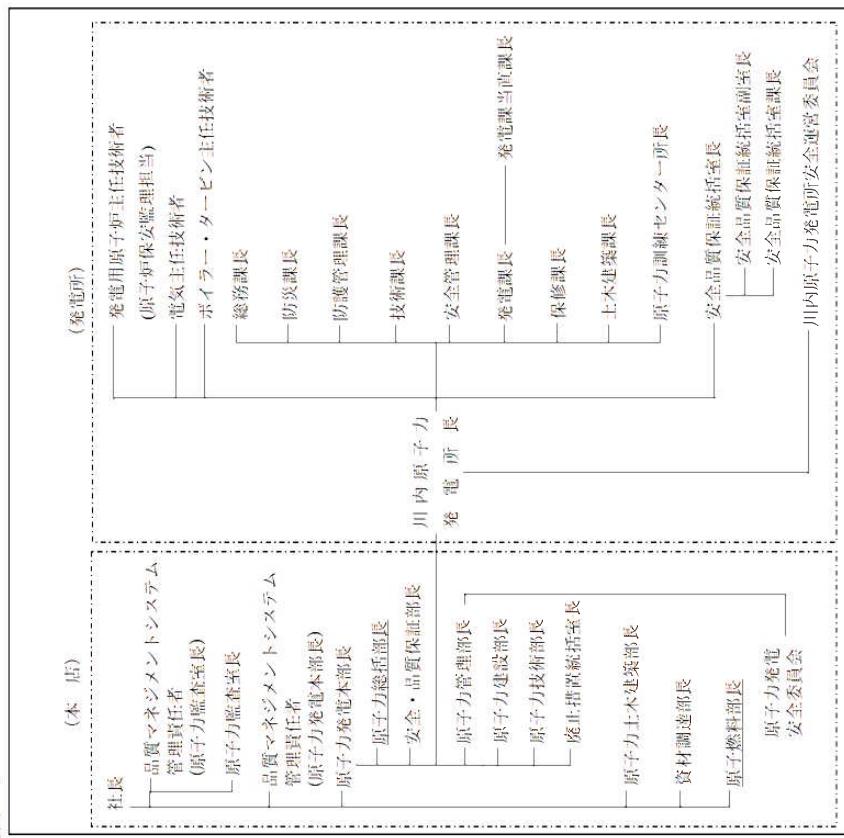
川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案



(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。

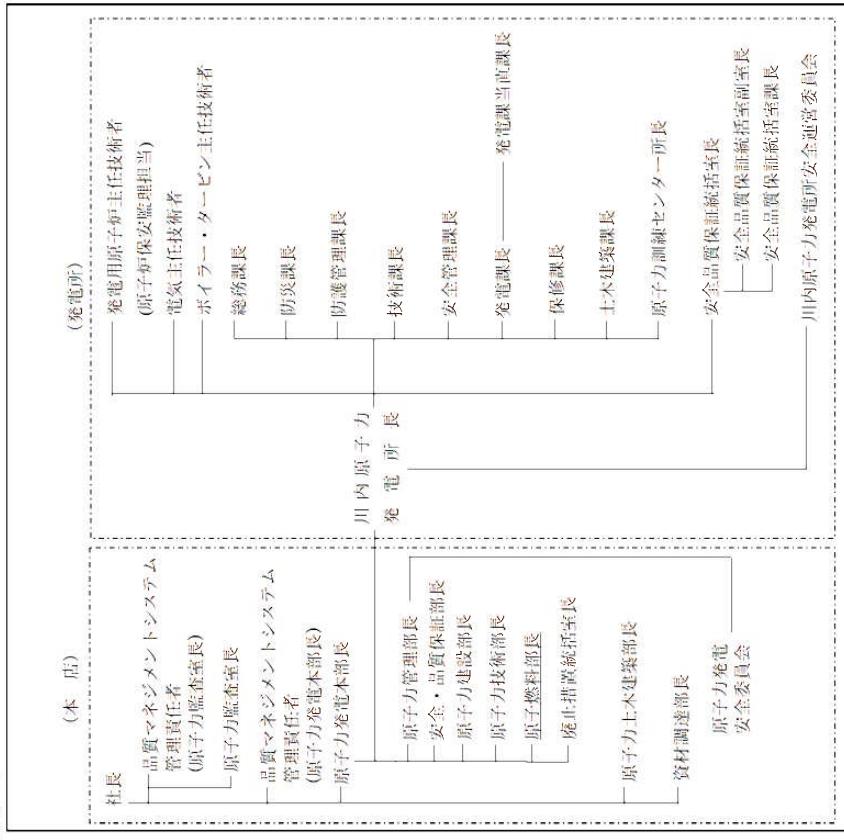
図4-1



(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。

図4-1



(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。

図4-1

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前	更	変	後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を能美なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動を行われるこ^ととを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>　　・コンプライアンス活動</p> <p>　　・安全管理の醸成に関する活動</p> <p>　　・品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>　　・また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>　　(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(25)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(12)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全管理活動を統括する。</p> <p>　　(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動者として、品質マネジメントシステムにおける創立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>　　(4) 原子力操縦部長は、原子力操縦部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力操縦部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び停止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模緊急時時の体制の整備に関する業務を行ふ。</p> <p>　　(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>　　(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模緊急時時の体制の整備に関する業務を行ふ。</p> <p>　　(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>　　(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入燃薬物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山活動のモニタリング等の体制の整備及び燃料の取替等並びに輸入燃薬物の管理に関する業務を行ふ。</p> <p>　　(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>				
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を能美なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>　　・コンプライアンス活動</p> <p>　　・安全管理の醸成に関する活動</p> <p>　　・品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>　　・また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>　　(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(12)から(25)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(12)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全管理活動を統括する。</p> <p>　　(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立して監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける創立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>　　(4) 原子力操縦部長は、原子力操縦部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力操縦部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び停止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模緊急時時の体制の整備に関する業務を行ふ。</p> <p>　　(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するととともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>　　(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模緊急時時の体制の整備に関する業務を行ふ。</p> <p>　　(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>　　(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入燃薬物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山活動のモニタリング等の体制の整備及び燃料の取替等並びに輸入燃薬物の管理に関する業務を行ふ。</p> <p>　　(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 夘	後	備 考
<p>(10) 原子力土木建築部門は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に係する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部門は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部門は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。</p> <p>また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 川内原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行なう。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行なう。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行なう。</p> <p>(17) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行なう。</p> <p>(18) 防災課長は、火災、内漏塗水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行なう。</p> <p>(19) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行なう。</p> <p>(20) 技術課長は、発電所の技術開発事項の統括及び燃料管理に関する業務を行なう。</p> <p>(21) 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行なう。</p> <p>(22) 発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行なう。</p> <p>(23) 発電課当直課長（以下「当直課長」という。）は、原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(24) 保修課長は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行なう。</p> <p>(25) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行なう。</p> <p>(26) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行なう。</p> <p>(27) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事を行うを含む。</p> <p>(28) (20)から(22)、(24)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における火災、内漏塗水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備を含む。</p> <p>(29) (20)から(22)、(24)から(26)に定める各職位の職務には、有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)。</p> <p>(30) (18)及び(20)から(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。</p> <p>(31) (18)及び(20)から(25)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(14)、(17)、(19)及び(26)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長</p>	<p>(10) 原子力土木建築部門は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、その他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に係する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部門は、資材調達部門が実施する生産者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部門は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。</p> <p>また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 川内原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行なう。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行なう。</p> <p>(16) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行なう。</p> <p>(17) 防災課長は、火災、内漏塗水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行なう。</p> <p>(18) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行なう。</p> <p>(19) 技術課長は、発電所の技術開発事項の統括及び燃料管理に関する業務を行なう。</p> <p>(20) 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行なう。</p> <p>(21) 発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行なう。</p> <p>(22) 発電課当直課長（以下「当直課長」という。）は、原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行なう。</p> <p>(23) 保修課長は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行なう。</p> <p>(24) (19)から(21)、(23)及び(24)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における火災、内漏塗水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)。</p> <p>(25) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行なう。</p> <p>(26) (4)、(6)、(7)、(9)及び(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を行なう。</p> <p>(27) (19)から(21)、(23)及び(24)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における火災、内漏塗水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)。</p> <p>(28) (19)から(21)、(23)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。</p> <p>(29) (17)及び(19)から(24)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を行なう。</p> <p>(30) (17)及び(19)から(24)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(13)、(16)、(18)及び(25)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長</p>	<p>・組織改変に伴う整理</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備 考	備 考	後	更 変	前 更 変	備 考
				<p>(以下、総称して「各課（室、センター）長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(32) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(以下、総称して「各課（室、センター）長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>・組織改正に伴う変更</p> <p>(31) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第2節 原子力発電安全委員会及び川内原子力発電所安全運営委員会</p>	<p>第2節 原子力発電安全委員会及び川内原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の社内規定の制定及び改正 (4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力管理部門、原子炉運営部門、廃止措置開発部門、原子力土木建築部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の社内規定の制定及び改正 (4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子炉運営部門、廃止措置開発部門、原子力土木建築部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正（第121条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平開闇の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 通常委員会は、委員長、原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)、(16)から(21)及び(23)から(25)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正（第121条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平開闇の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 通常委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(13)、(16)から(21)及び(23)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前	更	変	第 8 章 施設管理	備考
(施設管理計画) 第 118 条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附屬施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	(施設管理計画) 第 118 条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附屬施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	(施設管理計画) 【施設管理計画】 1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。 (1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力絶括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子燃料部長及びその所掌する組織、原水措置部長及びその所掌する組織、原水措置括弧室長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原水措置部長及びその所掌する組織、原水措置括弧室長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。 (3) PWR 事業者連絡会 : 国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。	1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。 (1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力絶括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原水措置部長及びその所掌する組織、原水措置括弧室長及びその所掌する組織、原水措置括弧室長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。 (3) PWR 事業者連絡会 : 国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。	(施設管理計画) 【施設管理計画】 1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。 (1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力絶括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原水措置部長及びその所掌する組織、原水措置括弧室長及びその所掌する組織、原水措置括弧室長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。 (3) PWR 事業者連絡会 : 国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。

施設管理の実施方針及び施設管理目標

本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。
(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3 参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。

(2) さらに、第 118 条の 6 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。
(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るために施設管理目標を設定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

保全プログラムの策定

発電所組織は、2 の施設管理目標を達成するため4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。
また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

保全対象範囲の策定

発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行いうべき対象範囲として次の各項の設備

保全プログラムの策定

発電所組織は、2 の施設管理目標を達成するため4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。
また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

保全対象範囲の策定

発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行いうべき対象範囲として次の各項の設備

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前

第 11 章 記録及び報告

(記 録)

第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に作成（表 131-1(1)を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1(3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力施設部門、原子力管理部門、原子力運転部門、原子力建設部門、品質保証部門、安全・品質管理部門、原子力土木建築部門及び危険物組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。

第 11 章 記録及び報告

変 更 後

第 11 章 記録及び報告

備 考

(記 録)

第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に作成（表 131-1(1)を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1(3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力施設部門、原子力管理部門、原子力運転部門、原子力建設部門、品質保証部門、安全・品質管理部門、原子力土木建築部門及び危険物組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。

表 131-1

記録（適用規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名、 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名、 イ 保全の結果及びその担当者の氏名、 ウ 保全の結果の確認、評価及びその担当者の氏名、 エ 不適合管理、是正処置、未然防止措置及びその担当者の氏名、 オ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその担当者の氏名、 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名、 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	施設管理の実施の都度	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間
(3) 施設管理方針、施設管理目標及びその評価の結果及びその担当者の氏名、 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名、 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度
(4) 燃出力	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(5) 炎心の中性子束密度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(6) 炎心の温度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(7) 冷却材入口温度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(8) 冷却材出口温度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(9) 冷却材圧力	1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと
(10) 冷却材流量	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(11) 制御棒位置	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(12) 1. 再結合装置内の温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
ア 静的触媒式水素燃焼再結合装置温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
イ 定気式水素燃焼再結合装置温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(12)-2. 再結合装置内の温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
ア 原安静的触媒式水素再結合装置温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(13) 冷却材に使用している冷却材の純度及び毎日モード 1 及び 2 において毎日 1 回の検査量	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(14) 原子炉内における燃料体の配置	取出手 10 年間	配列又は配置替えの都度	取出手後 10 年間	配列又は配置替えの都度	取出手後 10 年間	配列又は配置替えの都度	取出手後 10 年間

表 131-2

記録（適用規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾	記録すべき場合 ²⁾
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間	同一事項に関する次の確認の時までの期間
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名、 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名、 イ 保全の結果及びその担当者の氏名、 ウ 保全の結果の確認、評価及びその担当者の氏名、 エ 不適合管理、是正処置、未然防止措置及びその担当者の氏名、 オ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の改定までの期間	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	施設管理を実施した施設電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間
(3) 施設管理方針、施設管理目標及びその評価の結果及びその担当者の氏名、 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名、 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価の都度
(4) 燃出力	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(5) 炎心の中性子束密度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(6) 炎心の温度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(7) 冷却材入口温度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(8) 冷却材出口温度	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
(9) 冷却材圧力	1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと
(10) 冷却材流量	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(11) 制御棒位置	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(12)-1. 中結合装置内の温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
ア 電気的触媒式水素燃焼再結合装置温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
イ 水素再結合装置温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(12)-2. 重結合装置内の温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
ア 原安静的触媒式水素再結合装置温度	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(13) 冷却材に使用している冷却材の純度及び毎日モード 1 及び 2 において毎日 1 回の検査量	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間
(14) 原子炉内における燃料体の配置	取出手後 10 年間	配列又は配置替えの都度	取出手後 10 年間	配列又は配置替えの都度	取出手後 10 年間	配列又は配置替えの都度	取出手後 10 年間

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p>附 則</p> <p>(施行期日) この規定は、2022年8月17日から施行する。</p> <p>第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外）の表73－1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策機能の移行に係る使用前確認終了日以後に適用することとし、それ以前は従前の例に止る。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日) この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外）の表73－1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>・記載の適応化 (適用済みのため、変更前の 3項目削除)</p> <p>3 組織改正に伴う変更に係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日) この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>・組織改正に伴う変更 (適用済みのため、変更前の 3項目削除)</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 川内原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保安活動に基づき実施する。</p>	

（関係法令及び保安規定の遵守）

第2条の2、第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るために活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。

(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体会に示す。

また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じ見直しを行う。

(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。

(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保護部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保護部部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力設備部門（第4条に定める組織のうち原子力設備部部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>		
		<p>係法令等遵守活動基準」に従つて、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置監査部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置監査部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置監査部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力七木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力七木建築部長は、原子力七木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力七木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査室及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置監査部門、原子力土建建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従つて、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前	更	変	備考
<附則第3項 従前の例>			
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的 品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設備（変更）許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための義務に係る品質管理の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うこととする。</p> <p>2 適用範囲 本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品管規則に従う。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。 (2) 原子力運転部門：第4条に定める組織のうち原子力運転部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち原子力安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 残止帶品質保証部門：第4条に定める組織のうち残止帶品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土建部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。 (12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力運転部、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力土木建築部門、原子力技術部門、残止帶品質保証部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。 (13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力運転部、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、残止帶品質保証部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>・組織改正に伴う変更</p>	変	更	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(16) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情勢並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることをして、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブリーア)のことを行う。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設告しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの適用に必要な情報及び当該プロセスの適用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの適用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を含む。</p> <p>d プロセスの適用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの適用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p>		<p>・組織改正に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p> <pre> graph TD GM[社長] --- QMS[品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力監査室長)] GM --- SMS[品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力発電本部長)] GM --- O&M[原子力発電本部長] GM --- SE[安全・品質保証部長] GM --- P&C[原子力総括部長] GM --- E&I[原子力建設部長] GM --- T&R[原子力技術部長] GM --- R&D[原子力新規開拓室長] GM --- OM[原子力上水処理部長] GM --- MM[資材調達部長] GM --- RM[原子燃料部長] GM --- SMC[安全委員会] QMS --- QMSB[品質マネジメントシステム QMS担当者] QMS --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] QMS --- T&RB[技術開拓部 技術開拓課長] QMS --- OM[安全運営課 安全運営課長] QMS --- SMC[安全委員会] SMS --- SMSB[品質マネジメントシステム SMS担当者] SMS --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] SMS --- T&RB[技術開拓部 技術開拓課長] SMS --- OM[安全運営課 安全運営課長] SMS --- SMC[安全委員会] O&M --- OM[原子力発電本部長] O&M --- SE[安全・品質保証部長] O&M --- P&C[原子力総括部長] O&M --- E&I[原子力建設部長] O&M --- T&R[原子力技術部長] O&M --- R&D[原子力新規開拓室長] O&M --- OM[原子力上水処理部長] O&M --- MM[資材調達部長] O&M --- RM[原子燃料部長] O&M --- SMC[安全委員会] SE --- SE[安全・品質保証部長] SE --- P&C[原子力総括部長] SE --- E&I[原子力建設部長] SE --- T&R[原子力技術部長] SE --- R&D[原子力新規開拓室長] SE --- OM[原子力上水処理部長] SE --- MM[資材調達部長] SE --- RM[原子燃料部長] SE --- SMC[安全委員会] P&C --- P&CB[品質保証部 品質保証課長] P&C --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] P&C --- T&RB[技術開拓部 技術開拓課長] P&C --- OM[安全運営課 安全運営課長] P&C --- SMC[安全委員会] E&I --- E&IB[建設部 建設課長] E&I --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] E&I --- T&RB[技術開拓部 技術開拓課長] E&I --- OM[安全運営課 安全運営課長] E&I --- SMC[安全委員会] T&R --- T&RB[技術開拓部 技術開拓課長] T&R --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] T&R --- OM[安全運営課 安全運営課長] T&R --- SMC[安全委員会] R&D --- R&DB[新規開拓室 新規開拓室長] R&D --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] R&D --- OM[安全運営課 安全運営課長] R&D --- SMC[安全委員会] OM --- OM[安全運営課 安全運営課長] OM --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] OM --- T&RB[技術開拓部 技術開拓課長] OM --- OM[安全運営課 安全運営課長] OM --- SMC[安全委員会] MM --- MM[資材調達部 調達課長] MM --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] MM --- OM[安全運営課 安全運営課長] MM --- SMC[安全委員会] RM --- RM[原子燃料部 燃料課長] RM --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] RM --- OM[安全運営課 安全運営課長] RM --- SMC[安全委員会] SMC --- SMC[安全委員会] SMC --- SEB[セイフティマネジメントシステム セイフティマネジメントシステム担当者] SMC --- OM[安全運営課 安全運営課長] SMC --- T&RB[技術開拓部 技術開拓課長] SMC --- OM[安全運営課 安全運営課長] SMC --- SMC[安全委員会] </pre> <p>(規定なし)</p> <p>(発電所)</p> <p>(発電用原子炉主任技術者 QMS担当者)</p> <p>(電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者)</p> <p>(線路課長)</p> <p>(防災課長)</p> <p>(防護管理課長)</p> <p>(技術課長)</p> <p>(安全管理課長)</p> <p>(発電課当值課長)</p> <p>(保修課長)</p> <p>(土木建築課長)</p> <p>(原子力訓練センター所長)</p> <p>(安全品質保証統括室長)</p> <p>(安全品質保証統括室長)</p> <p>(安全品質保証統括室長)</p> <p>(内原子力発電所安全運営委員会)</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 夘	更 夘	後	備 考
<附則第3項 従前の例>				
(保安に関する職務)				
				<p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(25)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動及びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部門は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力設備部門及び保守指揮統括部門におけるコンプライアンス活動及び原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部門は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括とともに、その他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部門は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山警報等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故及び大規模地震発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部門は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括とともに、その他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部門は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括とともに、火山活動のモニタリング等の体制の整備及び燃料の取替等並びに輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
<附則第3項 従前の例>			
			<p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括するとともに、その他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備にに関する業務を行ふ。</p> <p>(11) 資材調達課長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。</p> <p>(13) 川内原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 安全品質保証統括室長は、所長における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行ふ。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行ふ。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行ふ。</p> <p>(17) 経務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(18) 防災課長は、火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模粗焼発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防護管管理課長は、出入管網に関する業務を行う。</p> <p>(20) 技術課長は、技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 発電課当直課長（以下「当直課長」という。）は、原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(24) 保修課長は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(26) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(27) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(28) (20)から(22)、(24)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における火災、内漏漏水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(29) (20)から(22)、(24)から(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における重大事故等及び大規模粗焼発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(30) (18)及び(20)から(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(31) (18)及び(20)から(25)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(14)、(17)、(19)及び(26)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管管理課長及び原子力訓練センター所長</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	後	更	変	前	更	変
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(以下、総称して「各課（室、センター）長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>・組織改正に伴う変更</p> <p>(32) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>						

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>第2節 原子力発電安全委員会及び川内原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の創定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>（規定なし）</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	備考	後	更	前	変
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(6) 改造の実施に関する事項 (7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正（第121条） (8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項 (9) 事故・故障の水害復旧の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(4)、(17)から(22)及び(24)から(26)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後					
<附則第3項 従前の例>	第8章 施設管理					
(施設管理計画)	・組織改正に伴う変更					

第118条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「常用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

1 定義

本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする（以下、本章において同じ）。

- (1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力設備部長及びその所掌する組織、原子力改修部長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。
- (2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力設備部長及びその所掌する組織、原子力改修部長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。
- (3) PWR事業者連絡会 : 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。

2 施設管理の実施方針及び施設管理目標

- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。
- (2) さらに、第118条の6に定める長期施設安全管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。
- (3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るために施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

3 保全プログラムの策定

- 発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行なう観点から特別な状態（7.3参照）を見直す。

4 保全対象範囲の策定

- 発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
<附則第3項 従前の例>			
第 11 章 記録及び報告			
			•組織改正に伴う変更

(記 録)

第131条 各課（室、センター）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に作成（表131-1(1)を除く。）し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力経括部門、安全・品質保証部門、安全・品質保証部門、安全・品質保証部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

*1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。

表131-1

記録（実用規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間
(1) 使用前確認の結果	確認の程度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
(2) 施設管理の実績及びその担当者の氏名、 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当 者の氏名、 イ 保全の結果及びその担当者の氏名、 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の 氏名、 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及び その担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した後、 ア 売電用原子炉施設の解体又は焼却をするま での期間 イ 施設を実施した発電用原子炉施設の施設 管理方針、施設管理実施計画の改定までの期 間
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実 ア 保全の有効性評価及びその評価の担当者の氏 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏 名	評価の程度	10年間
(4) 熱出力	原子炉に燃料が装荷され ている場合連続して	10年間
(5) 好心の中性子束密度		10年間
(6) 炉心の温度		10年間
(7) 冷却材人口温度		10年間
(8) 冷却材出口温度		10年間
(9) 冷却材圧力	モード1及びモード2において ア 1時間ごと	10年間
(10) 冷却材流量		1年間
(11) 制御棒位置		1年間
(12)-1 重結合装置内の温度 ア 水冷式水素燃焼装置温度	運転中 ^{※3} 1時間ごと	1年間
(12)-2 重結合装置内の温度 ア 原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日 イ 水素再結合装置式水素再結合装置温度	モード1及びモード2において ア 每日1回	1年間
(13) 原子炉内における燃料体の配置 ア の種類	配満又は配置替えの都度	取出後10年間
(14) 原子炉内における燃料体の配置		

(規定なし)